

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
サンガーデンヘルパーステーション 運営規程  
(居宅介護、重度訪問介護及び移動支援)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人悠人会（以下「事業者」という。）が設置するサンガーデンヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）、地域生活支援事業の移動支援事業（以下「移動支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、移動支援（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい者支援施設、地域生活支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「大阪府指定障がい福祉サービス事業者の指定並びに指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）及び和泉市地域生活支援事業所の登録に関する要綱等に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンガーデンヘルパーステーション

(2) 所在地 和泉市山莊町和泉市山莊町二丁目2番7号パークサイド奥村102号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

【居宅介護、重度訪問介護】4名(常勤職員)

【移動支援】1名(常勤職員)

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等

(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画」、移動支援にあたっては「移動支援計画」という。)

を記載した書面を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、交付を行う。

(イ) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、移動支援計画(以下「居宅介護計画等」という。)

の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(エ) 業務を行うに当たっては、利用者等の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者等が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者等への意思決定の支援が行われるよう努める。

(3) 従業者 9名以上(常勤職員 4名以上、非常勤職員 5名以上)

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 2名(非常勤職員)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

- 2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。
- 3 サービスの提供にあたっては、第 1 項の（3）及び（4）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

第 7 条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障がい者（18歳未満の者を除く）
- （2）知的障がい者（18歳未満の者を除く）
- （3）障がい児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- （4）難病等対象者

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障がい者（18歳未満の者を除く）
- （2）知的障がい者（18歳未満の身体障害者）
- （3）障がい児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- （4）難病等対象者

3 移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障がい者（18歳未満の者を除く）
- （2）知的障がい者（18歳未満の者を除く）
- （3）精神障がい者（18歳未満の者を含む）
- （4）難病等対象者（18歳未満の者を含む）
- （5）障がい児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

（指定居宅介護等の内容）

第 8 条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- （1）居宅介護計画等の作成
- （2）身体介護に関する内容
  - ア 食事の介護
  - イ 排せつの介護
  - ウ 衣類着脱の介護
  - エ 入浴の介護
  - オ 身体の清拭、洗髪
  - カ 通院介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
  - キ その他必要な身体の介護
- （3）家事援助に関する内容
  - ア 調理
  - イ 衣類の洗濯、補修
  - ウ 住居等の掃除、整理整頓
  - エ 生活必需品の買い物

才 関係機関との連絡

力 その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5) 同行援護に関する内容

ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）

イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(6) 移動支援に関する内容

ア 外出時における移動の介護、外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関するこ

イ 日々の支援内容を記録

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（2）から（6）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（居宅介護の取扱方針及び居宅介護計画の作成）

第9条 この事業所が提供する居宅介護の取扱方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、居宅介護計画に基づき利用者等が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
  - (2) 事業所は、居宅介護の実施に当たっては、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の意思決定の支援に配慮する。
  - (3) 従業者は、居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - (4) 事業所は、居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - (5) 事業所は、常に利用者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
  - (6) 事業所は、その提供する居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 2 この事業所は以下の通り居宅介護計画を作成する。
- (1) サービス提供責任者は、利用者等又はその保護者の日常的な生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成する。
  - (2) サービス提供責任者は、作成した居宅介護計画を利用者等及びその同居の家族に説明するとともに、利用者等及びその同居の家族並びに相談支援事業者へ当該居宅介護計画を交付する。
  - (3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行う。

(利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障がい児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障がい児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障がい児の保護者に対して交付するものとする。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障がい児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、一律500円を徴収するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障がい児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障がい児の保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障がい児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者及び障がい児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、和泉市、泉大津市及び忠岡町とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施
- (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る
- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与える行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えるに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視すること。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(苦情解決)

第15条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第18条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の作成)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者等に対する居宅介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を探する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 悠人会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 「サンガーデンヘルパーステーション運営規定」(支援費制度) (平成17年2月16日施行)  
は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月16日から施行する。

この規程は、平成19年5月16日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年2月16日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月16日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月22日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月16日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。